

# 糸満市職員の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
平成22年度	人 58,799	千円 21,918,679	千円 386,414	千円 3,473,138	% 15.8	% 15.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

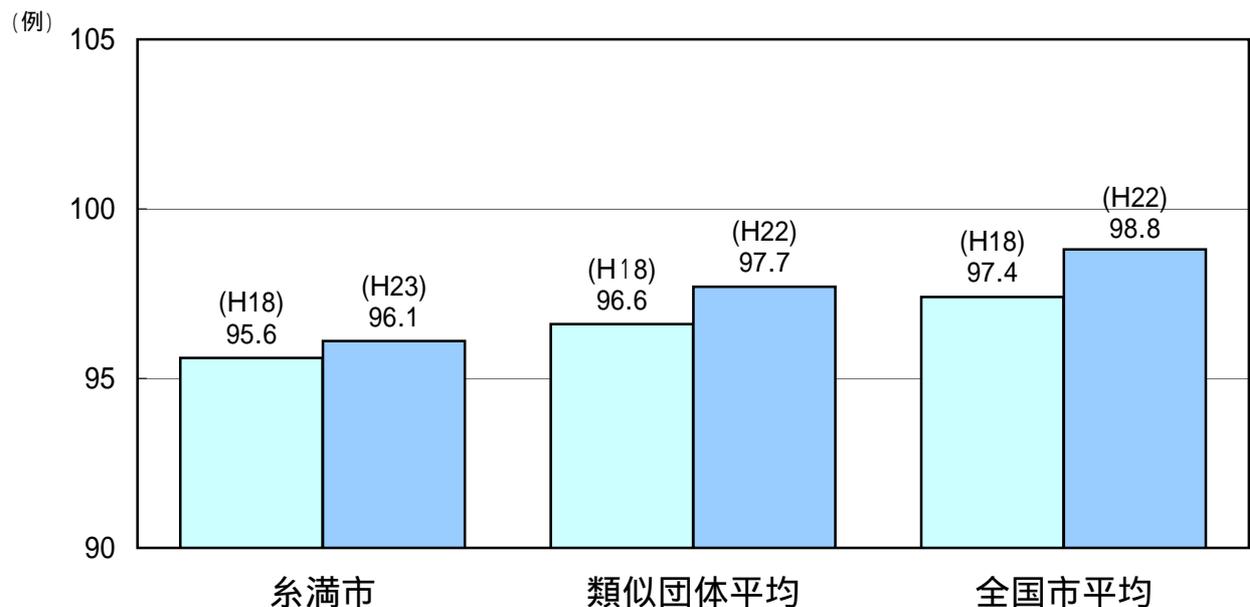
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	人 387	千円 1,505,471	千円 201,546	千円 534,144	千円 2,241,161	千円 5,791	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

市長の給料を15%、副市長、教育長の給料を10%減額支給している。  
管理職手当を50%削減して支給している。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
平成22年度	円	円	円 ( - %)	%	% 0.12

(参考) 国の改定率
%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
平成22年度	月	月	月	月	月 3.95

(参考) 国の年間 支給月数
月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

## 2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸満市	44.4 歳	329,570 円	360,568 円	353,819 円
沖縄県	41.7 歳	319,000 円	366,040 円	円
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸満市	57.6 歳	390,044 円	398,794 円	397,794 円
沖縄県	50.6 歳	339,200 円	386,844 円	円
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		糸 満 市	沖 縄 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	- 円
	中 学 卒	129,200 円	129,200 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	249,000 円	294,060 円	347,200 円
	高 校 卒	210,775 円	235,533 円	292,800 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

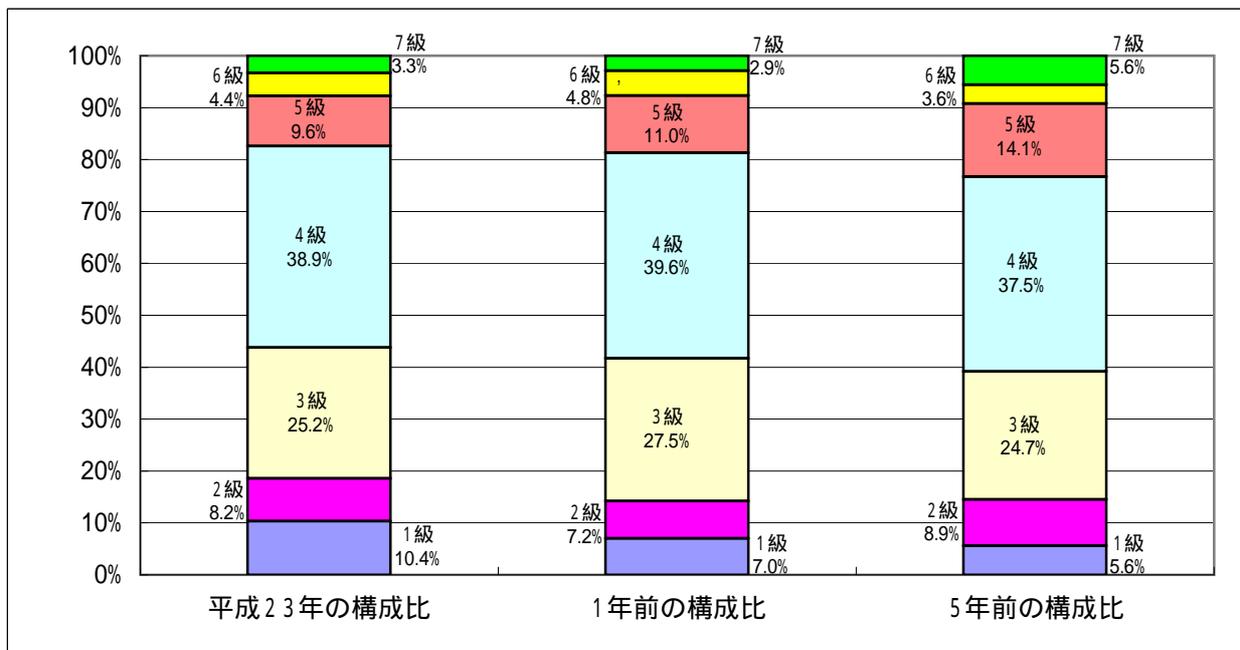
一般行政職「高校卒」経験年数10年の者がいないため、11年と9年を併せて平均額を算出した。  
 一般行政職「高校卒」経験年数15年の者が1人のため、16年と14年を併せて平均額を算出した。  
 一般行政職「高校卒」経験年数20年の者が1人のため、19年を併せて平均額を算出した。  
 技能労務職は経験年数10・15・20年の者がいない。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	28 人	10.4%
2 級	主任主事	22 人	8.2%
3 級	副主査	68 人	25.2%
4 級	主幹・係長・主査	105 人	38.9%
5 級	課長・副参事	26 人	9.6%
6 級	参事・室長	12 人	4.4%
7 級	部長・参事監	9 人	3.3%

- (注) 1 糸満市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度未策定につき、原則一律昇給としている。  
 なお、勤務成績不良者(一定の勤務日数に満たない者や懲戒処分有りの者等)は、昇給幅を減若しくは昇給無しとしている。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

糸満市	沖縄県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,428 千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( )月分 ( )月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( )月分 ( )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から20%まで ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>人事評価制度未策定につき、原則一律支給としている。 なお、勤務成績不良者(一定の勤務日数に満たない者や懲戒処分有りの者等)は、勤勉手当を減額支給又は支給無しとしている。</p>
---

### (2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

糸満市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
・ 退職時特別昇給 無					
1人当たり平均支給額	無	23,138 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		-		千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	%	

本市は地域手当該当しないため、記入無し。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		3,719 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		48,294 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		19.9 %	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事手当	市税の徴収事務を本務とする職員		日額 250円
賦課事務従事手当	市税の賦課事務を本務とする職員		日額 150円
感染症防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件、場所の消毒その他処理作業に従事する職員		日額 800円
	感染症菌を有する家畜若しくは疑いのある家畜の防疫作業に従事する職員		日額 300円
災害対策時勤務手当	糸満市災害対策本部条例(昭和48年糸満市条例第43号)の規定に基づき設置された糸満市災害対策本部より、特に勤務を命ぜられた職員		(1)1日3時間55分未満勤務の場合 日額1,000円 (2)1日3時間55分以上勤務の場合 日額2,000円
災害対策時現場出勤手当	災害対策時勤務手当の受給要件を有する者で現場出勤を命ぜられた職員		1回につき 300円
救急、救助、火災出勤手当	救急、救助、火災活動に従事する職員		1回につき 200円
高所作業、潜水手当	梯子車のバスケット搭乗又は外壁での救助及び消火作業に従事する職員、救助及び捜索活動で潜水に従事する職員		日額 1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人を取り扱う職員		1回につき 2,000円
精神病患者及び行旅病人取扱手当	精神病患者及び行旅病人を取り扱う職員		1回につき 1,000円
福祉事務従事手当	福祉事務所に従事する現業職員で、生活保護ケースワーカー		日額 250円
派遣職員手当	姉妹都市・友好都市交流事業に基づき、引き続き1か月以上県外実務研修に派遣された職員		月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	56,476 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	146 千円
支給実績(平成21年度決算)	51,857 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	130 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他扶養1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		54,768 千円	252,387 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)27,000円 ・所有(新築・購入から5年以内)2,500円	同じ		34,523 千円	234,849 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関…定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)…通勤距離に応じ2,000円~24,500円	同じ		10,054 千円	32,856 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:27,615(55,230円) ・次長級:23,420(46,840円) ・課長級:20,185(40,370円)	同じ		8,644 千円	166,228 円

(注) 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、( )内は減額措置を行う前の金額である。

## 6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	749,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	( 882,000 円 )	円 /	円
	収 入 役	( 641,000 円 )	円 /	円
		( 713,000 円 )	円 /	円
報 酬	議 長	469,000 円	円 /	円
	副 議 長	419,000 円	円 /	円
	議 員	396,000 円	円 /	円
期 末 手 当	市 長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算15%)		
	副 市 長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算15%)		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	$882,000 \times 4年 \times 500/100 = 17,640,000円$		(任期毎)
		$713,000 \times 4年 \times 300/100 = 8,556,000円$		(任期毎)
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

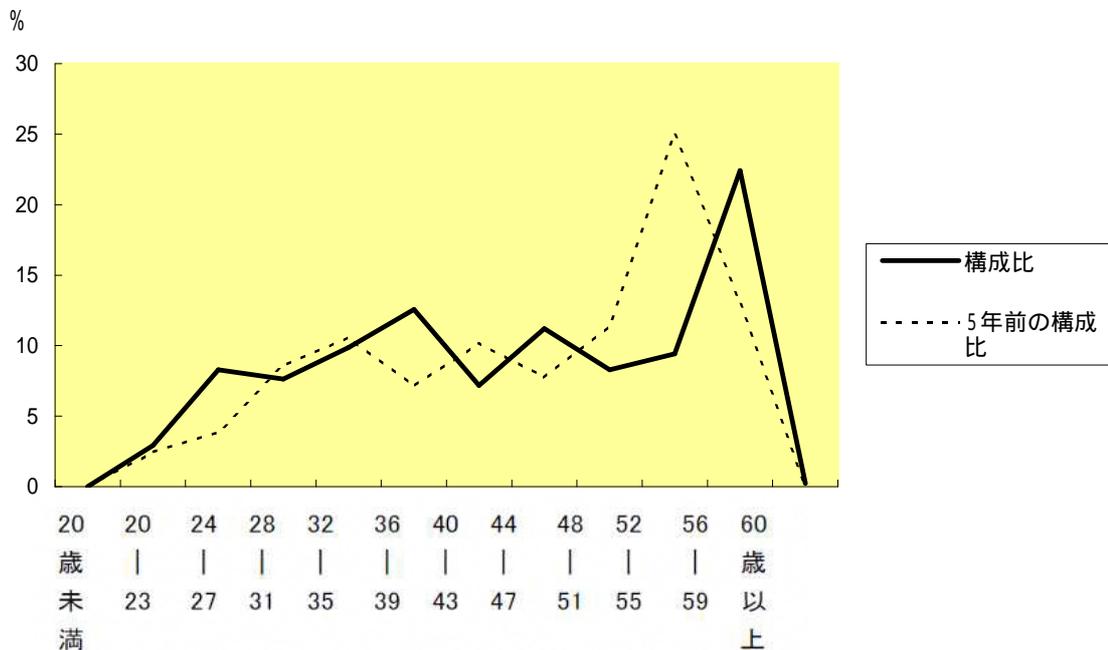
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年度	前年度			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	7	7	0	退職者不補充による減、特命職の廃止 休職職員復職  観光農園事業強化のため増  退職者不補充による減 健康推進業務強化のため保健師増
		総務	75	77	-2	
		税務	25	24	1	
		労働	0	0	0	
		農水	24	24	0	
		商工	9	8	1	
		土木	21	21	0	
		民生衛生	76	78	-2	
	計	264	265	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.24 人)	
	教育部門	72	75	-3	高校総体推進室の廃止	
消防部門	50	48	2	業務対応のため職員増		
小 計	386	388	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.85 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.36 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	退職者不補充による減  公共施設管理センター派遣職員の廃止	
	水道	13	14	-1		
	交通	0	0	0		
	下水道	6	6	0		
	その他	37	38	-1		
小 計	56	58	-2			
合 計		442 〔 452 〕	446 〔 452 〕	-4 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.40 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	13人	37人	34人	44人	56人	32人	50人	37人	42人	100人	1人	446人

### (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	304	286	282	273	264	264	40 ( 13.2%)
教 育	90	89	81	81	75	72	18 ( 20.0%)
消 防	45	43	45	45	48	50	5 (11.1%)
普通会計計	439	418	408	399	387	386	53 ( 12.1%)
公営企業等会計計	52	61	60	59	59	56	4 (7.7%)
計	491	479	468	458	446	442	49 ( 10.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成22 年度	千円 1,306,226	千円 160,824	千円 86,204	% 6.6	% -

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成22 年度	人 14	千円 61,259	千円 6,508	千円 20,976	千円 86,204	千円 6,157

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 -

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

一般職員の管理職手当を50%削減して支給している。

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
系 満 市	45.9 歳	350,263 円	485,672 円
団 体 平 均	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

系 満 市		系 満 市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		1人当たり平均支給額(平成22年度)	
1,498 千円		1,387 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5%から15%まで		・役職加算5%から15%まで	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

系 満 市			系 満 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
・ 退職時特別昇給 無			・ 退職時特別昇給 無		
1人当たり平均支給額		- 千円	1人当たり平均支給額		無 千円
		- 千円			23,138 千円

公営企業職員の退職手当に支給額が反映していないのは、退職前に一般行政職へ人事異動するためである。

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	- %	

本市地域手当該当しないため、記入無し。

エ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		60 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		60,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		7.1 %	
手当の種類(手当数)		1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道技術管理者資格取得職員	水道技術管理者の勤務を命ぜられた職員	月額5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	1,029 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	74 千円
支給実績(平成21年度決算)	1,215 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	87 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他扶養1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合、そのうち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		2,539 千円	253,900 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)27,000円 ・所有(新築・購入から5年以内)2,500円	同じ		2,157 千円	269,525 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)・・・通勤距離に応じ2,000円～24,500円	同じ		317 千円	26,392 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:27,615(55,230円) ・次長級:23,420(46,840円) ・課長級:20,185(40,370円)	同じ		408 千円	135,964 円

(注) 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、( )内は減額措置を行う前の金額である。